



# おんしやく 議会だより

平成26年1月  
No.170

●発行 / 千葉県御宿町議会 ●編集 / 議会だより編集委員会 ●発行責任者 / 中村俊六郎



## 9月議会

ようこそ！御宿へ…楽しい交流会になりました。  
～ ニュージーランド選手の皆さんと ～

平成25年  
9月10日・11日・12日  
第3回定例会

一般質問 町長の政治姿勢についてなど5議員が登壇…………… 2P

選任・報告・条例制定・備品の所得について…………… 17P

補正予算・決算について…………… 18P

締結・トピックス…………… 21P

議会議員活動について…………… 23P

# 第3回 定例会

日程第1号(9月10日)・日程第2号(9月11日)

今定例会では、5議員が一般質問を行いました。

## 一般質問

※一般質問の内容は要約して掲載しています。

### 貝塚嘉軌 議員

#### 町長の政治姿勢について

**Q** 御宿町経済は、漁業・農業・商工業、観光です。観光を中心とした町づくり政策について、どういう形で実行され、あらゆる分野にその恩恵が伝わるのか、お聞きします。

**A** 観光産業は経済波及の裾野が広く、農業・漁業・商業に大きく寄与することから、観光振興を中心とした町づくりを進めています。今後は、従来の夏季の海水浴に加え、農業体験、クルージング、釣り体験なども観光協会をはじめ、農業者や漁業者と具体化させたいと考えています。

います。

また、商工会と連携のもと「まるごとミュージアム」や「つるし雛めぐり」の充実、集客力の高いビーチバレー大会、ライフセービング大会等の拡充も検討します。

(答弁…産業観光課長)

**Q** 今年ほど天候がよく、自然に恵まれた夏はまれにもかかわらず、海水浴客、駐車場利用台数が減少しました。市原鶴舞インターができ、二九七号線の途中の御宿入口に観光看板で誘導すべきだったのではないかと。

具体的な集客方法を考えないと、御宿は衰退します。観光を中心とした町づくりをどう思いますか。

**A** ドイツ、スイスを行政視察し強く感じた事は、日本は、西欧諸国に引けをとらない美しい自然がある。御宿はもつと自然を売り込み、観光立町として立つべきと改めて思いました。今後、遊休農地の活用による交流人口の増加、活性化を図り、将来的に多くのイベントを行いたいと思います。

(答弁…町長)

**Q** 今月は伊勢えび祭り、ライフセービング大会が行われ、二十八、二十九日は、隣の勝浦市でB・1グルメリ関東甲信越大会、御宿は祭りがありますが、交通状況が懸念されますが、どう考えていますか。

**A** 九月二十八、二十九日の勝浦B・1グラプリへの対応ですが、一七八号線は、看板により、大原台入口を右折させ、新宿に行き、真常寺



▲ 世界で活躍するライフセーバーと

先の農協倉庫の交差点を左折、実谷を通り部原に抜けます。  
神輿の渡御は、九月二十八日、国道を通るのが、午後一時から三時半で、ライフセーバーには早目に来るように周知しています。住民の町内移動が不自由になりますが、区長会でも、渋滞が予測されることを伝えていました。

(答弁…産業観光課長)

**Q** 町長自身、今年の夏の観光に対しどう感じましたか。

**A** 天候もよく、暑い日が続きましたが、実績は、昨年を下回りました。

圏央道が開通し、市原鶴舞インターをおりて、勝浦に下る国道二九七号線が毎日渋滞していたと聞いていますが、勝浦市に入った車は御宿にこないで、ほとんどが鴨川方面に下るということで、今まで東金有料道路から波乗り道路、一七八号線を下ってきたお客が、圏央道開通により二九七号線に流れたと考えています。

もう一点は福島原発の汚染水に関係して、三、一にかかわる津波、地震に関する風評の余波が残っていたと感じています。

圏央道に関連して、御宿に下る交差点に案内サインの充実を図っています。  
**(答弁：町長)**

**Q** 御宿の宝である海岸が職員の努力によって清掃され、県下一の砂浜、いつ来てもきれいだと思ってもらうことが大事だと思います。

専属で置いて、御宿の宝を磨いてもらいませんか。

**A** 海岸のビーチクリーナーのオペレーターは、一定の期間雇用する形態で採用しています。  
**(答弁：建設環境課長)**

## 滝口一浩 議員

まちづくりの実践について

**Q** 指定ごみ袋導入後のごみ処理対策は、どのような状況なのか。また、今年のごみカレンダーがカラー版になり、一部に見にくいということをお聞きしました。この辺の説明をお願いします。

**A** ごみの指定袋制は、住民の協力の下、排出・分別状況は概ね順調で、ごみの量も二十%減量しています。しかし、ルールが守られていない

排出場所もあり、排出袋及び分別排出の徹底を図るため、収集車両や排出場所への看板掲示、広報紙により周知します。

平成二十五年度のごみ収集カレンダーは、見づらいつい意見があり、町内業者からの寄付によりカラー版の大きなサイズに形状変更しています。収集日、収集品目を色分けにより表示したものが見づらいつい、色の識別がつかない等の意見があります。次年度以降は、色分け部分に丸囲み、模様を施すなど工夫します。

**(答弁：建設環境課長)**

**Q** 今年の夏季観光の状況は、質の低下がささやかれています。海岸でのバーベキューは禁止だと思っていたら、取締まりがアバウトな状況。テントでの寝泊まり、タトゥー等、海岸周辺のルール作りについて伺います。

**A** 海水浴場内でのバーベキューは、危険防止のため遠慮いただいています。海水浴場以外には規制がありません。

キャンプも規制はありませんが、犯罪防止のため行わないよう看板で注意喚起をしています。

入れ墨等は規制が難しく、Tシャツ等の着用を啓発したいと考えています。

**(答弁：産業観光課長)**

**Q** 徹底したルールがないため、観光客への対応ができない、バーベキュー、キャンプ等は早急に対策をお願いします。

それと、記念館前広場に音響設備して、コンサート等に有効利用できないか。町、観光協会、商工会等一丸となり、集客に向けての対策を考えていただきたい。

**A** バーベキュー対応、記念館前広場の活用も検討します。  
**(答弁：産業観光課長)**

**Q** 魅力ある地域づくり活動補助について、二百万円の予算が組まれ、前年百万円の予算がなぜ倍になったのか、どんな団体がどんな事業に

取り組むのか教えてください。

**A** 年間四事業を限度に対象事業費の二分の一以内で、補助限度額は五十万円です。

今年度の団体は、雛の会、御宿台区、NPO法人おんじゅくDE元気、岩和田区です。

雛の会は、まちかどつるし雛巡りの盛り上げを、商工会婦人部とは別に、独自の特設コーナーを設け展示します。

御宿台区は、区民や他の地区住民とのコミュニケーションを図るため秋まつりを開催します。

おんじゅくDE元気は大人の遊び塾を、昔培った技術を持つ講師がたこづくりなど、遊びの教室を開催し、参加者、講師が生きがいを感じる効果を目指します。

岩和田区は、岩和田港祭りを開催し、地域コミュニティの充実を図ります。

**(答弁：企画財政課長)**



▲ 私たちも環境について学びます。

**Q** メキシコ、テカマチャルコ市への旅費、国際交流事業として二百五十万円補正予算が組まれましたが、次世代を担う子供たちのため、スポーツ遠征支援や海外留学・ホームステイ等を、援助をする予算組みは考えられませんか。

**A** 部活動の県大会出場や、公の機関等が関係する全国大会への出場者への補助は大会出場一日あたり五千円、限度額は二万円です。

今後、より効果が期待できる助成方法はないか検討します。  
(答弁…教育課長)

**Q** 役場若手職員等の海外研修の推進について、世界に通用する若手の人材育成に、積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

**A** ライフセービング世界大会、テカマチャルコ市との姉妹都市協定

などが進められている状況もあり、二〇二〇年東京オリンピックが決定し、自治体も国際化に対応するため、職員採用では外国語能力を重視し、長期的な研修も検討します。

(答弁…総務課長)

**Q** 町職員の民間企業への派遣があったと思いますが、研修についてお聞きします。

**A** 三年目位までの職員を、係長から課長補佐が講師となり実施しています。

二年目の職員は、ごみ収集、リサイクルについて、三日間清掃センターに派遣しています。

自衛隊研修、体験研修、千葉県へ一年間の派遣を行っています。民間研修は、職員数減少のため実施していません。

管理職は、勤務評定を行いますので、人事管理研修、メンタルヘルス研修を行っています。

(答弁…総務課長)

**Q** 社会福祉協議会にシルバー人材バンクを設置したが、シルバー人材バンクとシルバー人材センターの違いについて伺います。

**A** 人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に位置づけられ、活動が法人に限定されています。人材バンクは任意の団体です。

法律に位置づけられた人材センターは、国の補助金が受けられます。

市町村のシルバー人材センターの上部組織に、千葉県シルバー人材センター連合会、全国シルバー人材センター事業協会という組織的な繋がりがあります。

(答弁…保健福祉課長)

**Q** バンクを選択した理由と今の状況を聞かせて下さい。

**A** シルバー人材の需要と供給、運営の具体的な取り組みを、施行してからと考えております。人材バンクからシルバー人材センターへ格上げすることが可能ですので、状況に応じた選択をするためバンクから始めました。

設置計画は、五月にシルバー人材バンク設置要綱を施行。同月に社会福祉協議会へ業務委託。六月に作業登録者の募集。七月に登録者への説明会を実施し、会員登録は現在十名です。

月から、作業依頼の募集をします。  
(答弁…保健福祉課長)

**Q** 全町公園化計画について、この数年で町なかはどこが変わったのか、答弁願います。

**A** 町なかや海岸における清掃活動の徹底や街路整備、緑豊かな里山環境の保全、花の植栽管理など、町全体が公園で



▲ 御宿ブルーが鮮やかなつるし雛

あるという認識に立ち、町づくりを行っております。

(答弁…企画財政課長)

**A** 私の意図するところは、はりゾートです。徹底して町なかをきれいにすること、美しい自然、きれいな砂浜、緑豊かな里山環境があるふろさと御宿。住民や観光客が、安らぎと清涼感を感じえる御宿を目指し努力

しています。

**〔答弁〕：町長**

**Q** 最大の資産が海岸と海です。中央から浜海岸の砂防ネットが汚い状況ですが、どうなっているのか。

**A** 県が飛砂対策のため、砂防ネットを設置し、一部切れかかっています。夷隅土木事務所が補修を行います。

**〔答弁〕：建設環境課長**

**Q** 夏になると町内全域で不法投棄が増えませんが、見つけた場合、どのように対応をするの伺います。

**A** 不法投棄は土地の所有者が対応し、道路等の場合は、警告シール等を張り、一定期間警告した後に処理します。指定された資源ごみ以外のごみが放置されるなど、リサイクルステーションにおいては衛生委員、区役員と相談の上、

位置変更、撤去の対応をとっています。

まとまった放置ごみは、違反の警告をしても、ごみのごみを生むような状況となり、警察や県地域振興事務所等に通報した後、周辺の方たちの対応範囲を超える場合は町で収集します。

**〔答弁〕：建設環境課長**

**Q** 夏は、中央駐車場のごみがひどい状況です。ポイ捨てごみに対する対応はどうですか。

**A** 夏季の海岸付近におけるごみ収集は、夏季専用の海岸ごみ等の集積場所は、定時に回収しています。

海岸周辺の美化ステーションへのポイ捨てごみは、管理する方に協力いただき、青い袋にて回収させていただきました。

**〔答弁〕：建設環境課長**

**Q** 御宿高校跡地グラウンド利用について、

賃貸者契約が結ばれ、今後のグラウンド利用の状況をお聞きします。

**A** これから詳細な協議に入りますが、学校に貸し付けし学校側で管理するため、学校側の使用が優先すると考えます。その後、町民、宿泊業などを営む方の利用になると思います。

**〔答弁〕：町長**

**Q** 月の沙漠通りは、海岸の防波堤を利用し、緑の松を背景に、網代湾の白い砂と青い海を一望できる道路として整備されたが、二百五十万円かけ違法駐車防止ポールが設置されましたが、

かえって前より道幅が狭くなり危険な状況もあります。その辺の経緯を伺います。

**A** 月の沙漠通り開通と同時に、両側が駐車禁止に規制されたが、半年後駐車が多いため、砂防林側の規制を解除し、

平成二十三年度まで右側だけが駐車禁止でした。

夏季は違法駐車が多く発生するため、いすみ警察署長の許可により、カラーポールを設置しました。また、役場職員によるパトロールや警備員を配置し、違法駐車対策を実施していました。

**〔答弁〕：町長**

夏季以外のシーズンは、砂防林側は駐車違反でないため、サーファールによる駐車が日常化し、環境悪化や通行車輛の妨げ行為が多く見られ、役場へ改善要望が多く寄せられ、議会でも問題改善を求める質問が提出されました。

平成二十四年から千葉県公安委員会が駐車禁止標識を設置し、両側が駐車禁止となっても駐車違反が改善されないため、いすみ警察署から要望があり、違法駐車防止ポールを本年四月に設置しました。

**〔答弁〕：総務課長**

**Q** 一部マナーの悪さは目につきますが、カラーポール設置前に、警察の取締り、駐車場整備も踏まえサーファー関係者、観光客、地元住民、町でなぜ協議できなかったのか伺います。

**A** この問題は、リゾート環境を大事にする視点、交通安全、人命を大事にする管理者としての立場です。

**〔答弁〕：町長**

構造物を作ったことで、環境が悪くなったとは考えていません。非常に危ないです。あの道路を作った目的は、岩和田方面から千葉銀行の交差点に出る道路が渋滞し、その迂回路です。

あそこは散歩の道であり海を楽しむ道と理解しています。町の考えで決めた結果です。

**〔答弁〕：町長**



▲ 御宿漁港

**Q** 御宿漁港の有効利用について、指定管理制度の導入も含め検討する。

建物も老朽化し小さな漁港です。マリナーとしてのインフラ整備、植栽、カフェ、遊歩道等整備も考えられます。漁協と今年度から進められないのか、伺います。

**A** 漁港における漁船は、漁船の利用に支障がない場合に限り認められ、漁業への影響、磯根資源の適正管理の観点からも、慎重に検討すべきと認識しています。

陸の施設は、漁協が所有する市場施設と上屋がありますが、耐震性に問題があり、そのまま活用することは困難です。

今後、漁業者や漁協を中心に、関係者で協議、活用方法を検討します。

(答弁…産業観光課長)

**Q** 六月に温泉事業について指摘しました。観光協会が事業主体と言え、町長の公約であり町の責任でもありません。今の経過状況の説明をお願いします。

**A** 事業主体である観光協会が、実施に向け温泉源と契約内容の協議中で、稼働に至っていない状況です。

(答弁…産業観光課長)

### 小川 征 議員

町イベント事業等における就労の場の確保について

**Q** 町イベント事業における就労の場の確保ですが、平成二十五年度予算で観光協会等に委託のイベントはどの位あり、イベント運営はどのようにされていますか。

**A** 観光協会等に委託しているイベントは、

花火大会、ビーチバレー大会、伊勢えび祭り、イルミネーション、海の花祭り、駅からハイキングと観光キャンペーンで、商工会には吊るし雛めぐりを委託しています。

委託事業のうち、花火大会とビーチバレー大会は実行委員会を組織し運営し、その他の事業は観光協会、商工会が主体で運営しています。担当課以外の職員は、イルミネーションと吊るし雛めぐりの他は、全て協力しています。

(答弁…産業観光課長)

**Q** 観光協会が一般社団法人化され五年を迎え、年間五百万円位の委託事業費を出資しているのに、私が調べたところでは、伊勢えび祭りにおいて、平成二十三年度は延べ二十九名で休日勤務手当が四十五万五千六百二十六円、平成二十四年度は三十一名で四十一万

三千九百九十五円。その他、時間外手当が二万六千六百六十九円支払われています。

町内に雇用先の少ない中、職員を休日出勤、時間外等により使うのではなく、町内で雇用の確保を図れないか。

**A** 町でも担当者の一定の関与は必要と考えますが、観光協会の収益事業の所管外職員の協力は、観光協会と協議の上、極力縮小を考えています。

イベントの実施には多くのスタッフが必要です。町内の雇用は、観光イベントのボランティアの募集、育成なども含め、観光協会と検討します。

(答弁…産業観光課長)

緊急時の避難誘導と危険箇所の周知について

**Q** 町内の土砂災害危険区域の件数、指定状況について、また、土砂災害区域、危険箇所にお

ける安全対策や、危険区域の住民に対する周知方法について伺います。

**A** 土砂災害警戒区域の指定は、県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形、地質、土地の利用状況などを調査し、区域に指定

するか地権者説明会を行います。異議があれば町長が知事に同意書を回答し指定されます。

県が調査した土砂災害のおそれのある区域は、町内に八十六カ所あります。このうち三十八カ所は土砂災害警戒区域に指定されています。

土砂災害の被害を防ぐには、自分の命は自分で守るとい考えが重要ですが、大雨警報が発令される状況で土砂災害発生危険度が高まった時、町長が災害対策基本法第六条による避難勧告等の



▲ 御宿特産伊勢えび

指示を適切に行えるよう、気象庁と千葉県の土砂災害警報の発表を受けて防災無線や広報車、エリアメール等で危険箇所の住民へ情報を提供し、早めの避難の呼びかけに努めます。

(答弁：総務課長)

**Q** 緊急避難勧告が出た時に、老人要援護者などの関係機関が行うのか、連絡体制や連携強化に向けた取り組みについて、説明願います。

**A** 要援護者関係は、三年かけ台帳の整理をしています。現在二百七十六名の要援護者がいますので、防災対策本部等と連携し、災害時の対策を検討します。

(答弁：保健福祉課長)

**Q** 町は防災用に、ゴザ、毛布等ほどの位用意してあるのか。

**A** 旧岩和田小学校、校舎と体育館で畳が七

十八枚、下敷きが二十枚です。旧御宿高校はアルミマットが二百枚、下敷きとなるマットが五十枚、マットレス七十二枚です。

(答弁：総務課長)

**Q** 本年度予算で老朽化した橋、道路、トンネルなどの調査を実施しますが、現在の進捗状況と今後の対応について、具体的な説明をお願いします。

**A** 主要幹線町道六路線について、舗装の劣化状態を調査する路面性状調査は既に発注済みで、劣化の進んだ道路から計画的に舗装修繕を行います。本年度は約二百メートル程度の舗装修繕を予定しています。

トンネル調査は、高山田西淋寺二カ所、岩和田二カ所のトンネルについて、目視検査や打音検査により点検を行う予定です。点検の結果により、今後の補修計画をまとめ

ます。

橋梁は、橋梁長寿命化計画により、地曳橋の補修設計を平成二十六年、補修工事を平成二十七年、文教橋の設計を平成二十八年、工事を平成二十九年で、後期計画では天神橋の補修整備に取り組みます。

(答弁：建設環境課長)

**Q** 月の沙漠記念館前の橋は、設計等含めて、

**早急に直さなければいけません、状況はどうですか。**

**A** 記念館前の砂丘橋ですが、コンクリートの剥離があり、歩くと底が抜けるおそれがあります。応急処置として、すのこ状の工作物で、一点に力が集中しないような措置をとっていますが、一時的対策です。



▲ 砂丘橋からラクダ像をのぞむ

橋は三十四年経過し、海沿いの吹きさらしでかなり状態が悪いので調査をして、架け替えか補修かを判断し対応を図っていきます。

(答弁：産業観光課長)

**児童・生徒の安全対策について**

**Q** 児童生徒の安全対策として、通学路の安全確保について、また、PTAや保護者会からの通学路の安全対策の要望の実施状況もお願いします。

**A** 学校では交通安全教室や地域安全マップの作成など、学年に合わせた教育を行い、危険回避の意識が習慣化されるまで繰り返し指導しています。

学期の始まりや毎月十日には登校時に教職員が児童と一緒に歩く交通指導などを行い、教職員が通学路の道路状況や周辺の環境を把握し、保護者

会などで意見を聞き通学路の見直しなどを行っています。

PTAや保護者会からの通学路の安全対策の要望の実施状況は、通学路の危険箇所を、教育委員会、学校、保護者代表、道路管理者などが合同で確認し、それぞれの役割の中で対策を講じています。

(答弁：教育課長)

**Q** 最近、町内や近隣市町村で発生した不審者の発生事件などの状況について、また、不審者情報を受けた後、学校の対応策や保護者への周知方法について伺います。

**A** 本年度に入り、町内での不審者情報が二件ありました。直接学校へ通報があったもので、子供たちへ直接危害を加えたものではなく、不審な行動をとっていた者がいたというものです。

いすみ警察署管内での女性や子供を対象とする

一一〇番通報は、平成二十五年一月から八月で七件ありました。

不審者情報が学校に入った場合は、警察署へ連絡し、パトロール強化とともに、小学校は集団下校とし、職員が付き添う。中学校も教員が巡回するなどの対応をとっています。

保護者への周知方法は、学校から保護者へ一斉メール等により、不審者情報を提供し、注意を促しています。

(答弁：教育課長)

**Q** 十月二十七日に消防団フェスタを行いました。消防団も少子高齢化で団員が少ないというところで、中学生になれば、いざ災害、火災となれば、手助けになります。ぜひ中学生が参加できるように協力をお願いしたいのですが、教育長どうですか。

**A** 大変大事な子供たちの命を守っていくためには、自分たちでもそういうことはわからなくてはならない。

ぜひ、そういう機会を通して、一人でも多くの参加ができるようにしたいと思います。

(答弁：教育長)

### 瀧口義雄 議員

#### 行政事務について

**Q** この図表等は総務課及び総務課からの情報公開のものです。三

一一の時は御宿台の集会所に町民が避難していましたが、なぜ、避難所として指定されないのか、西武鉄道所有ということもあります。御宿台の避難場所は多目的広場です。町の主導のもと避難所としての機能を果たすことを、検討していただきたいが、どうですか。

**A** 地域防災計画ですと、体育館とか一定の間そこで生活できるということで指定しています。高台という現状があつて現実に避難している状況もありますので、検討します。

(答弁：総務課長)

**Q** 補助金の支出に関して、通常の場合、補助金の申請、交付は、申請者自身が申請目的に使うと答弁がありました。

支出に関し、決算報告にて、どのような使途の検証がされたのか。

**A** 通常、補助事業等が完了した時は、補助事業の成果を記載した実績報告書に収支決算書を添えて提出を求め、確認します。

(答弁：総務課長)

**Q** ニページの表、御宿台管理会社の防犯灯だけをピックアップし

御宿台 防犯灯補助金

年度	電気料金	修理代金	合計	備考
平成 12 年度	208,800	20,000	228,800	平成 12・13・14 年度分 一括管理会社支払 計 686,400 円
平成 13 年度	208,000	20,000	228,800	
平成 14 年度	208,000	20,000	228,800	
平成 15 年度	208,000	20,000	228,800	平成 15・16・17 年度分 計 679,200 円
平成 16 年度	208,000	20,000	228,800	
平成 17 年度	201,600	20,000	221,600	
平成 18 年度	201,600	20,000	221,600	支払なし
平成 19 年度	201,600	20,000	221,600	支払なし
平成 20 年度	201,600	20,000	221,600	支払なし
平成 21 年度	207,600	20,000	227,600	支払なし
平成 22 年度	207,600	20,000	227,600	支払なし
平成 23 年度	207,600	20,000	227,600	支払なし
平成 24 年度	179,149	0	179,149	支払なし (計 1,526,749 円)
合計	2,652,349	240,000	2,892,349	

町から御宿区に交付された防犯灯の補助金です。

した。十二年、区が設立してから載せてありますが、それ以前から管理会社が防犯灯に関しては支出していますね。

**A** 収支報告書になっていて、支出の部分は、このとおりだと思います。

(答弁：総務課長)

**Q** 平成十二年に御宿台が設立され、当時定住者が三百軒でした。補助金をつけて、補助費用

いろいろな形で便宜を図ってもらいました。防犯灯もそうですが、三ページ、平成十二年から二十四年度まで町が交付したものはこれより多いんです。十七年度までは管理会社へ付け替えという形で支払われています。何で十七年から十八年度に変わったのか。この表はこれでよいのか。

**A** 三ページの表は、このとおりと認識しています。

これによると摘要欄の備考の欄に、十七年までは支出があると、十八年度から支出がないということですが。

(答弁：総務課長)

**Q** なぜ十八年度から支出がないんですか。

**A** 三ページ上段に書いてあるように十四年度の

一部までは、十四年度に一括で管理会社に支払われていて、その後十五年度から十七年度までの三年間は年度ごとに区から管理会社に、町から交付を受けた補助金が支払われています。

十八年度以降二十四年度まで、御宿台区として町の補助金を受けていますが、管理会社の支払いはありません。御宿台区長に確認しましたが、防犯灯は御宿台において良好な住環境を維持することを目的に、売主、管理者及び利用者間で合意された御宿台管理規則第八条に定める共用施設で

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
街路・防犯灯	保守点検	240,000	240,000	252,000	252,000	
	防犯灯修繕	586,055	915,190	782,905	887,321	
	街路灯修繕	70,500	102,020	4,673	128,667	
	電気料	1,976,913	1,863,700	1,985,138	2,043,704	
	小計	2,873,468	3,120,910	3,024,716	3,311,692	
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
街路・防犯灯	保守点検	309,750	315,000	315,000	315,000	315,000
	防犯灯修繕	671,314	1,690,254	1,934,927	1,522,748	850,000
	街路灯修繕	18,270	7,875	55,545	21,756	100,000
	電気料	2,183,087	2,271,557	2,292,892	2,628,824	2,370,000
	小計	3,182,421	4,284,686	4,598,364	4,488,328	3,635,000
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度		
街路・防犯灯 維持管理業務	保守点検業務	315,000	315,000	320,000		
	修繕業務	950,000	687,000	860,000		
	維持業務(電気料)	2,300,000	2,204,000	2,600,000		
	小計	3,565,000	3,206,000	3,780,000		

防犯灯の補助金が支給されてからも、管理会社が電気代・修理代全て支払いをしています。

あり、共用施設は御宿台利用者が負担する管理費で維持され、他の行政区にない特殊な状況です。防犯灯の電気代や修繕費も管理規則第二十五条に基づき、町の交付を受けた十二年度以降、利用者が負担する管理費より管理会社から電気会社等に支払われていました。十七年度までは町の補助金を管理会社に支払っていました。十八年度、町の補助金を管理会

社に支払うことは二重払いになるという議論があったそうです。十八年度以降から、区は管理会社に町の補助金は支払っていませんが、補助金は区の会計で受け、区の振興を目的とした運営費として活用し、区の会計は総会で報告し承認されているということです。

〔答弁〕総務課長

**Q** これは防犯灯に対する補助金であり、補助目的に沿った補助金支出ではありません。補助金には要綱があります。防犯灯の電気代、修理代、保守点検、これが補助金の目的です。平成十二年の補助金交付時に、町が移管手続をとり、東電への電気代支払いを御宿台区にしなければならなかった行政事務上の過失があります。十七年度まで管理会社に迂回交付したのは、申請者の目的に沿った使用ではなく、管理会社は収益として計上しています。

**A** 御宿台に行政区が設置された当時は、御宿台に全部で五百八十基近くあり、その中の百基分について他の区と公平に補助をする、今思うと区の特異性の認識はありませんでした。御宿台区の区長からも、その点についての協議、説明はなかったと聞いています。

〔答弁〕総務課長

**Q** あの時、なぜ二年間留保していたかは、連絡員の補助、防犯灯の補助を御宿台は管理会社がやっているからという意見があり、連絡員は個人に出す報酬だと。防犯灯も西武と協議するとの一項があり、私たちは知らないまま管理会社になったのが経緯です。十七年度まで管理会社に支払われたのは事実です。本来の補助金交付の申請目的に沿っていません。防犯灯として支出されていますか。

3 ページの表

平成 24 年度御宿台区決算 【支出】 (単位：円)			
科 目	予算額 (a)	執行額 (b)	差額 (b-a)
事務費	150,000	130,142	-19,858
通信費	250,000	220,160	-29,840
印刷費	520,000	501,504	-18,496
什器備品費	100,000	0	-100,000
調査費	100,000	0	-100,000
委員手当	300,000	300,000	0
寄付金	100,000	60,000	-40,000
防災防犯費	300,000	183,508	-116,492
町内清掃費	120,000	97,953	-22,047
御宿台秋祭り	300,000	380,964	80,964
防災備品庫	500,000	0	-500,000
雑費	100,000	145,280	45,280
予備費	100,000	25,838	-74,162
小計	2,940,000	2,045,349	-894,651
次期繰越金	1,671,011	2,688,078	1,017,067
合計	4,611,011	4,733,427	122,416

御宿台区資料より  
収入には防犯灯補助金が記載されています。支出はゼロです。支出項目がありません。H18 年度以降 H24 年度まで防犯灯の補助金の収入があって、支出がありません。

**A** 町が防犯灯の補助として支出した交付金は、十八年度以降その目的のためには使っていませんが御宿台区は、利用者が納めた管理費で防犯灯も支出しています。

〔答弁〕総務課長

**Q** 管理会社に利用者がかかっているのは認められています。御宿台区の二十五年度のものを載せてある、支出があるか。それだけ聞いています。

**A** 防犯灯の電気代、その管理のための支出はありません。

**Q** 補助金の申請に関して要綱の十一條、行政区で管理する防犯灯の番号と電気料を言っ下さい。

**A** 防犯灯の要綱十一條第一号、二号は行政区の申請書に添付する行政区で管理する防犯灯の電気料、防犯灯の数について、御宿台は補助申請書に加えて、防犯灯 LE

平成 25 年度御宿台区予算【収入】				(単位:円)
科目	予算額	前年予算	前年対比	摘要
会費	1,800,000	1,910,000	-110,000	
町補助金	316,000	316,000	0	事務費、防犯灯補助
広報誌販売	60,000	60,000	0	西武プロパティーズ1200部(400部×3回)
広告料収入	170,000	140,000	30,000	1口1万円×13 2口2万円×
リサイクル	130,000	0	130,000	再生資源引取りによる収益
雑収入	1,000	1,000	0	利息等
小計	2,477,000	2,427,000	50,000	
前期繰越金	2,688,078	2,184,011	504,067	
合計	5,165,078	4,611,011	554,067	

御宿台区資料より

**払っています。これは情報公開でもらったものです。電気代はなく、支払われていません。**

**A** 御宿台のLEDの前百基分について、町は補助している。百基の部分は特定していません。

(答弁:総務課長)

**Q** 特定しなくて補助金は出せませんか。御宿台は管理していない、支払っていません。区は会計で支出項目はないと認めています。

**A** 百基分については、電柱番号は特定していません。平成十七年まで、御宿台区から管理会社で、御宿台区から管理会社に町が補助した分は支払われていました。その後、区長から聞いて説明した特殊要因があったことは、この四月以降、指摘を受けてわかったことです。

**Q** 添付書類のとおり、一五五基、電気代は西武プロパティーズが支

(答弁:総務課長)

D化の時に補助対象の防犯灯の電柱番号及び電柱の位置図の提供を受けています。電気料は、他の行政区と同様に定額で補助していますので、確認できるとい認識で、前回、はいと答弁していません。

LEED化になった時には、所有者から、町が補助

LEED化になった時には、所有者から、町が補助

(答弁:総務課長)

**Q** 現金負担がその管理細則に載っています

が、公的施設の現金負担

(答弁…総務課長)

Q 区は管理していない。管理は個々の契約です。誤解を与えています。

A 管理を任せている防犯灯はないという最終確認です。御宿町防犯灯設置及び維持管理に関する要綱第十一条の一、二、添付書類がない。これでよろしいですか。

A 要綱をつくった二十一年以降、補助金要綱第十一条の一、二の添付書類についてはありません。

ただ、LEDは位置図、電柱番号も認識していません。

(答弁…総務課長)

Q LEDに関しては、町が持って、西武プロパティーズが電気代を払っている。御宿台区は払っていないということではないですか。

A 町が移管を受けた電気代は、西武プロパティーズが管理ということ。

(答弁…総務課長)

Q 二十四年度の補助金も電気代としては支出していないということではないですか。

A 二十四年度、区が町から受けた補助金を、その目的で補助金の防犯灯の目的として支出はしていません。

御宿台は管理規則があり、利用者の管理費の中から電気代を負担しています。

(答弁…総務課長)

Q それはあなた、あなたが脱法行為を認めていることになる。

補助目的に支出をしなさいというのを、あなたは認めてしまったら補助金は補助目的に使う、申請者が使うという形になっていて、利用者が払っているのは私たち

は了解していますけれども、あなたは脱法行為をみずからここで認めた。補助目的に使わなきゃいけないというのは、この新聞にいったい載っている、あとで読み上げますけれども。そうじゃないでしょう。区は補助目的に使っていないの

は、会計ですとわかっています。それを、運営のために使っていると

言ったなら行政事務費と一緒にになってしまふ。それをあなたが脱法行為を区がやっているということ

をここで認めていることになってしまふんだ。あなたが脱法行為を認めているならそれはそれでいいけれども、区のほうは混乱する。

二十年から要綱ができて補助目的のはつきりしている中で、あなたが区が内部で運営に使っていると言ったら、それは区は責任をとらなければい

けない。あなたも責任をとらなければいけない。脱法行為を認めているこ

と。あなたがそれを通せば、区のほうは補助目的以外に使っているということになる。あなたは、補助目的以外に使っているのを平然と議場で言っていることになる。あなたが、脱法行為を行政区も認めている、自分も認めていると言ったら、これは次の世界がどう移ってくるかわかるでしょう。

安全と安心のため、不審者のため、それと御宿台は特に高齢者が多い。だから御宿台のためだけに、地域全体のためには、安全の確保のためには、必要だというのは、開発当時の合意なんです。そういう中で、管理がどう

のこうのという話よりは、あの施設をLEDにかえて、より安価にして安全な形に整えていくというのが今後の課題なんです。御宿台区だけのものじゃなくて、防犯灯は御宿町というだけじゃなくて、地域全体の安心と安全のための装置なん

です。それを、支払いがどうのこうのという話もあるけれども、それはちゃんと公金だから正しいかなければいけない。

そういう中で、今後防犯灯に対しては、石田町長は前回そういう形で修正しながら町で責任を持つていくという答弁を

いただいておりますから町長は結構ですけれども、あなたの答弁だと条例に基づいて公務員は仕事をするのに全く違うものでいいと言っているのなら、これは田舎の議会だけでも、正式な定例議会でも、行政区も脱法を認めると、町もそうだと、こんなことがあつたらすぐ違う段階に移っていく。管理の話もそう。管理は、利用者が西武鉄道と契約して管理会社に西武鉄道が委託したのを住民が承認している。これはおっしゃるとおりです。ただ、補助金に関しては公金です。税金です。それが目的外に使っているという

ことをあなた自身がここで認めたら、どういうことになるかわかっているのか。

A 御宿台区は管理会社が電力会社に支払う防犯灯の電気料金は、御宿台利用者が負担する管理費ですので、他の行政区と違い特殊な形態をとっていること、町と区

御宿台 公共施設管理費一覧表  
平成 12 年度～平成 25 年度

7 ページの表

年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	
管理費実績	約 20,000,000	21,309,500	18,545,000	22,897,665	35,829,805	
年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度		
管理費実績	18,093,934	16,208,539	18,251,693	21,003,376		
年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
管理費実績	21,416,904	19,742,290	20,973,143	20,768,050	20,700,000	295,739,899
欠損額	▲5,380,000	▲2,460,000	▲3,480,000	▲2,150,000	▲3,420,000	▲16,890,000

(予算)

民間会社の管理会社が行っている町有財産の管理費の一覧です。利用者の納める管理費です。

との間に管理会社があるという行政区の特殊な事情を十分に把握していなかったことがこの問題の要因であると認識しています。

平成十八年度以降の補助金は、御宿台区は管理会社に町補助金を支払っていませんが、補助金は区の会計で受け、区の振興を目的とした運営費として活用しています。住民負担に対する補助自体が不適切であったとは考えておりません。

ただ、現行の要綱に照らしてすぐわれない点があり、実体に合うよう御宿台区を防犯灯補助金交付から外して、別の行政運営経費補助への移行等、補助要綱の見直しを含め今後検討したいと考えています。

(答弁…町長)

**Q** 補助目的以外に使ってもいいという答弁をなされました。区が運営に使っているということを確認しました。補助目

的以外に使っていいという条例はどこにあるんですか。私はそれを注意したわけです。補助目的以外に使っていいと、そうしたら全てがいつてしまいます。

私の言っているのは、補助金は要綱をつくって、だから多賀課長の例を挙げたじゃないですか。要綱以外に、目的以外に使ってはいけないというのは、大竹課長が前回答弁している。それをあなたがそれでいいと言うのなら、監査も何も必要なくなる。補助要綱も要らなくなる。私の言っているのは、財政にないなかつたからよくわからんかもしれないけれども、補助要綱に沿って補助金を出さないで、それが区で使っていいというのなら、条例なんか要らない、要綱なんか要らない、監査も要らない。こんな状態になってしまいます。

**A** ご承知のように、要綱は平成二十年四月

に制定されました、以降施行されておりますが、要綱にすぐわれないという状況が出てきております。

しかしながら、ご質疑にもありましたように、御宿台区は住民と管理会社が合意の上に管理規則をつくっております。管理規則によって、そういう特殊な事情がある。また特殊な事情について、あまり認識が行き届かなかった、薄かったということとは反省しなければなりません。私は総合的判断で、今、申し上げさせていただきました。

(答弁…町長)

**Q** おっしゃるように、何度も申し上げておりますけれども、ここに御宿台区の関係者が何人もいます。利用者が管理費で全部そういう感じのものを賄っているのは承知しておりますけれども、事は補助金にかかわるものに対して補助要綱に沿っていないかつた。こ

れは要綱ができた二十年以降の話をしておりません。それが、それでいいというのなら、何だつてありじゃないですか。それが町長の答弁ですか。要綱を無視していいと。今、おっしゃったことは、要綱なんか関係なくてそれはそれで使っても構わないんだという町長の答弁です。本当にそれでよろしいんですね。

**A** 御宿台区には、その当初から平成十二年から補助金を出しておりますが、そういう経過の中で、御宿台区民の皆さんが西武プロパティーズと合意の上、形成された管理規則に則ってやっておりますから、私はそういう判断で、今、申し上げさせていただきました。

(答弁…町長)

**Q** 要するに、要綱にそぐわないことは認められているとしたら、要綱に沿っていないという形

だから変更していくわけでしょう。要綱に沿っていたらそのままやっていい、要綱にそぐわない、要するに不具合があったという中で、要綱どおりやっていないということはこれで歴然としている中で、管理費で御宿台がやっているのはこれはもう皆さんおわかりになったと思いますから、それはまた私たち御宿台の問題であつて、そ

こに公的資金が入ってくるのは、ちゃんと条例に基づいて出してください。条例に基づいてない。条例に基づいてない。または条例・要綱がなかつた、それは町の不備、田舎の町だからという話ではない。

そういう中で平成二十一年にできた時点で改善できるものがあつたわけですよ。そこが一つのターニングポイントだった。この補助目的はそぐわなかつたという中で、それが正しいという話ではないですよ。それでいいという話ではないですよ。

う。そうしたら、新聞沙汰なんかになるものはいつもないです。補助目的に沿わなかつた、平成二十年まで、要綱がなかつたから。そういう中で、添付書類も検査も何もしなかつた。負担金の審査でもスルーしていた。事務上も改めなければいけないものがある。これは、一点だけ今日は挙げましたけれども。

それで、やはり要綱にそぐわないものをやつていた、それが区の運営に使っていいという町長の判断がそれで示されるのなら、要綱、条例なんて御宿町は要らないです。要するに、脱法行為でも何でも町長が容認すればそれで済んでしまうという御宿町になつてしまいます。ただ、条例に基づいて執行する形のものがないこと、改善するということ、問題があつたから改善するんですよ。

隣の大竹課長は、補助

## 石井芳清 議員

金は申請者が事業目的に沿って使うと答弁している、大竹課長の立場がなくなりそうです。本来、それが正当だと思えますけれども。

特殊な事情があったと言ったとしても、補助目的がなかったという中でそれはそれでいいというのなら、あなたのお金じゃなくてこれは公金ですから、公金がそれで通っていくという事態が世の中ではあるのかと。私の住んでいるところで。金はいっぱいあったほうがいいのかもしいないけれども、正当な補助金に今後はしていただくという中で、補助目的に沿わないものはそれでもいいという区であってはならない。以上です。

### 町長の政治姿勢について

ICT（情報通信技術）活用の検討について

Q 住民の命と財産を守る上で国や県からの

情報、町内のきめ細かい防災情報、通信手段の確保は重要です。

防災無線のデジタル化を初め、あるべき方向を見定め、最小コストで最大の効果を発揮する計画を進めるべきと考えます。

今後、どのように進めていくのか伺います。

A 防災行政無線、緊急報発信媒体は独立しており、媒体ごとに情報発信操作をしなければなりません。

登録制メールやソーシャルネットワークサービスも、東日本震災以降、非常に有効な情報発信媒体として注目されています。

今後多様な情報発信媒体を求め、外国語の発信も含めたシステムを統

合し、情報の一括配信基盤整備を進める必要があります。

〔答弁：総務課長〕

Q ホームページは日本語だけでなく、外国語での情報発信をすべきと思います。御宿町は

国際観光都市ですので、大事なことだと思います。いかがですか。

A 他の市町村でも外国語による情報発信をしています。今後、外国語の発信を検討します。

〔答弁：企画財政課長〕

Q 議案等は紙ベースですが、デジタル情報化すれば、かなりコスト削減でき、ホームページに載せれば、いつでもアクセスできます。

電子化をどう進めるのか伺います。

A 国・県、町においては、既に電子メール等でやりとりをする取り組みが進んでいます。

IT機器を使用した情報提供等のペーパーレス化について検討します。

〔答弁：総務課長〕

Q インターネットへの公共アクセスポイントの整備状況と今後の方針について伺います。

A 町民や来訪者が、情報を検索しやすい環境を作るため、駅前観光案内所、月の沙漠記念館に公共アクセスポイントを設置しました。

月の沙漠記念館の設備に増設し、屋外アンテナの設置により中央海岸や

ウォーターパークまで通信エリアとなりました。

N T T東日本から光契約のある公共施設にWiFi設備の設置をしました。公民館には、N T T東日本が提供する光ステーションを設置しています。

今年度中に庁舎と出先機関が光ファイバー網で結ばれることからWiFi設備の必要性を検討します。

〔答弁：企画財政課長〕

主な事業の進捗状況と今後の事務について

Q 温泉地まちづくり事業において域経済循環創造事業交付金千三百五十万円、事業期間が平成二十五年四月一日から

平成二十六年三月三十一日です。創造的事業に対し国が支援を行うものとして理解してよろしいですか。

A 地域経済を活性化させるため、金融機関



▲ 閲覧用パソコンやアクセスポイントを導入しました



▲ 青空の下での足湯

の資金を活用し、経済を循環させるものです。  
**〔答弁…産業観光課長〕**

**Q** 観光協会は、社団法人となり、他の事業を視察しても、自立した観光事業を展開されています。温泉まちづくり事業は本当に機関決定された内容なのかと思えるところがあるんです。  
**この温泉町づくりは町**

長の公約です。それをどう構築、実現していくのか伺います。

**A** この事業はどうして成功しなければいけない、町と観光協会が一体となって進める必要があります。

そういう中で、温泉源の利用、事業運営のリスク軽減について、観光協会と打ち合わせをします。  
 通年観光を目指す上で

大きなポイントになります。この事業を皆様方の協力により進めなくてはいけないと考えています。

**〔答弁…町長〕**  
**Q** 観光協会はどのよう機関決定されたのか、団体の意思が見えてきませんか。

この事業を進める上で大事な事は、既存の温泉事業者だと思えます。様々な団体、人が構成し観光協会が形成されています。事業展開の資金が交付されたら、大事に活用されてスタートするのが普通です。  
 なぜ協会員の中で不協和音が出るのですか。

**A** 初めての事業で、宿泊業者も慎重な面があると思えます。温泉を配給する形をとっていますので、温泉源を決定しないとスタートできませんから、腐心をされています。

**〔答弁…町長〕**

**Q** 実施に至らない場合は、どうするのですか。事務として伺います。

**A** 補助金はまだ交付されていませんので、申請の取り下げになるかと思えます。

**〔答弁…産業観光課長〕**  
**Q** 姉妹都市、保育所整備、シルバー人材センター、住民の足の確保の問題、旧岩小利用計画について、現在の状況と今後について伺います。

**A** メキシコのテカマチャルコ市との姉妹都市協定は、臨時議会の議決を受け、住民に使節団の参加を募り九名の応募がありました。  
 十月二十三日の調印式が決定し、両首長による調印を皮切りに交流事業がスタートします。今後、国際交流協会や議会の意見を伺いながら、交流事業を進めます。

**〔答弁…産業観光課長〕**

**A** 保育所の整備事業は、四月に保育所施設等建設検討委員会を設置し、議会、保育所の保護者、学識経験者等により協議を進めています。

協議は月に一回ペースで進め、年内に町長へ答申の予定です。

シルバー人材センターは、十月をめどに作業方針を考えています。

現在、作業登録者は十名で、今後、さらに募集します。

**〔答弁…保健福祉課長〕**

**A** 車社会の進展や過疎化などにより、路線バス等の見直し、廃止が相次ぐ中、住民の足の確保は重要な課題です。特に高齢化の進展により交通手段の確保は必要不可欠です。

町マイクロボスにより実谷、上布施地区から御宿駅間を一旦三便運行し、買い物などの交通手段の確保に努めています。

基礎調査や公共交通の

方向性を取りまとめるため公共交通活性化検討会を設置し、住民の現状とニーズを把握するため、二千人を対象にアンケートを実施しました。

岩和田小学校は、特別教室棟と体育館を残し、体育館は住民等に貸し出ししています。

旧岩和田小学校の利用は、行政区等から提案をいただき、普通町有財産活用検討委員会で協議を重ね、地域コミュニティ施設、多目的利用の施設としての活用提案がありました。

この提案を踏まえ、耐震補強や屋根の雨漏り改修などについて検討しています。

**〔答弁…企画財政課長〕**

**Q** テカマチャルコ市はメキシコ二つ目の姉妹都市ですが、姉妹都市協定をするだけでなく、幅広い交流の中で、地域への経済効果、子供たちの未来に向けての教育な

どこにも繋げることを確認  
します。

**A** バルカサル市長とい  
ろいろな面で協議し  
ます。

テカマチャルコ市との  
姉妹都市協定締結は、日  
本、メキシコ交流発祥の  
地である御宿町と墨日関  
係の先駆者であるドン・  
ロドリゴの生誕地、テカ  
マチャルコ市が、史実に  
基づき深い絆で結ばれる  
こと、両市町だけでなく、

両国にとり歴史的に画期  
的なことであります。

(答弁：町長)

**Q** 保育所整備について  
検討委員会で具体的  
に設計等を含め、より専  
門的な内容になると思い  
ますが、今後の推移を伺  
います。

**A** 保育所建設検討委員  
会の中で検討をし、  
建設に向けた具体的な内  
容について、専門家チー

ムを設けるといふ話もあ  
りますが、現在、町長答  
申に向け協議を進めてい  
ます。

(答弁：保健福祉課長)

**Q** シルバー人材セン  
ターですが、御宿町  
は様々なボランティア活  
動が盛んだと認識してい  
ます。応募が十名ほどで、  
意外に思いました。

**A** その辺のギャップをど  
う受けとめているのか伺  
います。

ゴミ処理事業について

**Q** ごみ処理事業につい  
て広域事業の進捗状  
況、町の対応状況、収集  
運搬計画、住民への周知  
等について伺います。

**A** 平成二十二年十二  
月、建設予定地とし  
ていすみ市山田地先を、  
平成二十三年十一月、建  
設費や維持管理費、管理  
費等に係る構成市町の負  
担割合を、平成二十四年  
度に施設の規模等につい  
て決定しています。

**Q** これまで御宿町が  
培ったリサイクル分  
別は県下トップクラスで  
す。

**A** 広域ごみ処理施設の  
燃焼施設とリサイク  
ルセンターで、分別の精  
度が高ければリサイクル  
センターのプラントもよ  
りコンパクトにできるた  
め、資源化の効果が期待  
されます。協議の中で提  
案をしたいと思えます。

**Q** 搬出ルートは地区内  
が基本で、隣の自治  
体が本町を通ることは、  
今の調整状況ではないと  
いうことですか。

**A** 基本的には、施設が  
稼働する時点で道路  
の状況とか、稼働した後  
の県道等の整備状況を踏  
まえ、ルートの変更等は  
あるかと思いますが、各  
市町村がそれぞれのルー  
トで、現在調整をしてい  
ます。

(答弁：建設環境課長)

**Q** アセスメントの公聴  
会は、法で規定され  
ています。今回の事業は、  
どういうレベルになりま  
すか。

**A** 公聴会をするアセス  
メントとは若干違う  
説明を受けていて、廃棄  
物処理施設を建設する上  
で最低限必要な環境影響  
調査です。

(答弁：建設環境課長)

とになります。

収集運搬計画は、推進

委員からの諮問を受け、  
幹事会において、現在の  
道路状況による搬入ルー  
ト案を答申しました。

(答弁：建設環境課長)

**Q** 搬出ルートは地区内  
が基本で、隣の自治  
体が本町を通ることは、  
今の調整状況ではないと  
いうことですか。

**A** 基本的には、施設が  
稼働する時点で道路  
の状況とか、稼働した後  
の県道等の整備状況を踏  
まえ、ルートの変更等は  
あるかと思いますが、各  
市町村がそれぞれのルー  
トで、現在調整をしてい  
ます。

(答弁：建設環境課長)

**Q** 公聴会をするアセス  
メントとは若干違う  
説明を受けていて、廃棄  
物処理施設を建設する上  
で最低限必要な環境影響  
調査です。

(答弁：建設環境課長)

**Q** 公聴会をするアセス  
メントとは若干違う  
説明を受けていて、廃棄  
物処理施設を建設する上  
で最低限必要な環境影響  
調査です。

(答弁：建設環境課長)



▲ 旧岩和田小学校体育館とグラウンド

**A** シルバー人材バン  
ク、シルバー人材セ  
ンターは高齢者が対象と  
いう方向づけがありますが、  
高齢化の中で草刈り  
等の作業は、従来からお  
願いされている人たち  
が、ある程度いるという  
感はしています。

一年間は試行期間です  
ので、今後の作業に向け  
考え方を整理します。

(答弁：保健福祉課長)

**Q** ごみ袋制の実施で、  
特殊袋として十リッ  
トル袋を新たに設けまし  
た。今年、夏期ごみの状  
況、数値を報告下さい。



▲ きれいな街を守ります！

たものです。

カラー版ですが、収集日、収集品目を色分けで表示しましたので、見づらい、色の識別がしにくいという意見がありました。

改善を図るため、収集日程欄の拡大、色分け部分への品目の明記で見やすくモノクロでも識別できる工夫を検討します。

〔答弁〕建設環境課長

「農」ある暮らしづくり  
実施計画について

Q 農ある暮らしづくり事業計画について伺います。

A 農ある暮らしづくり事業は、農林水産省の新規事業で、都会の方が家庭菜園程度の「農」に興味があるのに、適当な場所やノウハウがわからない現状をとらえ、気軽に「農」を楽しめる機会を提供するものです。

は、農ある暮らしづくり推進対策として住民、NPO、農業者等が取り組む活動や付随する簡易施設の整備費として単年度で四百万円、二カ年継続で八百万円の交付を受けます。

おんじゅくDE元気が行う農を繋げる情報ネットワーク推進協議会は、様々な理由から耕作が困難となった農家と、「農」に親しみたい住民などの情報交換の手段を構築して、経験豊富な農家のノウハウを受けながら農業を行うことで、農地の活用を図ることができま

町としても、農地の保存と活性化のため、推進したいと考えています。

〔答弁〕産業観光課長

A 夏の状況は、集計中ですが、減量化については、夏期を含めトータルで約一八%程度になると報告を受けています。

特小袋は、四月から販売し、販売数は八月までに燃えるごみで約二万九千枚、資源袋で二万五千枚です。生ごみ等、少量の排出の家庭が利用し、少人数世帯の多い地区ではご利用いただいているようです。

〔答弁〕建設環境課長

Q ごみカレンダーは、わかりづらいことと、年齢を重ねると、色の識別が非常に難しく、細かい字が見にくくなり、予算を調整する段階になりますが、具体的にどうされますか。

A 平成二十五年度のごみ収集カレンダーは、町内業者の寄附でカラー版として形状変更し

常任委員会委員・議会運営委員会委員

平成25年10月2日改選

常任委員会・議会運営委員会、委員長・副委員長が選任されました。

常任委員会

◎委員長・○副委員長

総務委員会（定員8名）

◎瀧口 義雄 ○滝口 一浩 貝塚 嘉軒  
石井 芳清 中村俊六郎 新井 明  
大地 達夫

教育民生委員会（定員8名）

◎石井 芳清 ○大野 吉弘 伊藤 博明  
瀧口 義雄 小川 征 土井 茂夫  
滝口 一浩

産業建設委員会（定員8名）

◎小川 征 ○土井 茂夫 貝塚 嘉軒  
伊藤 博明 中村俊六郎 新井 明  
大地 達夫 大野 吉弘

議会運営委員会（定員5名）

◎伊藤 博明 ○大地 達夫 石井 芳清  
瀧口 義雄 小川 征

# 審議しました。

日程第2号(9月11日)

選任2件、報告2件、条例制定2件、補正予算5件、契約の締結1件を審議し、全て可決されました。

## 選任

常任委員会委員・議会運営委員会委員の選任について

平成二十五年九月三十日任期満了に伴い、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任が行われました。

## 報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成二十四年度健全化判断比率並びに資金不足比率について

平成二十四年度決算における町の健全化判断比率は基準の範囲内であり、町水道事業における資金不足比率についても不足額はありませんでした。

### 財政健全化判断比率

健全化判断比率	平成24年度決算比率
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費率	8.7%
将来負担比率	57.5%

### 資金不足比率

平成24年度  
該当なし(0%未満のため)

## 条例制定

御宿町財産の交換、譲与及び無償貸付等に関する条例の制定について

地方自治法および第二次地域主権一括法の規定による関係法令の改廃により、国等への寄付金等の支出制限がなくなるため、財産の交換、譲与等に関し必要な事項について条例を制定しました。

御宿町子ども・子育て会議条例の制定について

子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、同法第七十七條の規定に基づく審議会として条例の制定をしました。

## 備品の取得

備品の取得について



御宿町消防団第二分団のポンプ車の更新を行うもので、備品の取得をするため、議会の議決を求めました。

【契約の相手方】…日本機械工業株式会社

【取得価格】…千七百四万三千六百円

# 補正予算を可決しました。

日程第2号(9月11日)

## 平成二十五年御宿町一般会計 補正予算(第三号)

補正内容は、ライフセイビング大会関連事業補助金、住宅用省エネルギー設備の導入経費の補助金、小中学校教育振興備品購入、人事異動・本年七月以降の給料の減額に伴う調整によるものです。

歳入歳出三千八百二十一万円を追加し、予算総額三十億九千八百七十五千円とするものです。

## 平成二十五年御宿町水道事業会計 補正予算(第二号)

補正内容は、御宿町浄水場の故障に対応するための修繕費と本年七月以降の給料の減額に伴う調整によるものです。

収益的収入及び支出予算の営業費用を二百三万円増額し、水道事業費用の予算総額を二億七千八百二十万九千円とするものです。

## 平成二十五年御宿町国民健康保険 特別会計補正予算(第一号)

補正内容は、後期高齢者支援金額決定に伴う減額、前期高齢者支援金額決定や、財政調整基金への積立及び国庫支出金等の精算に伴う返還金の増額となりました。

歳入歳出三千六百六十八千円を追加し、予算総額十三億二千六百八十九万五千円とするものです。

## 平成二十五年御宿町後期高齢者医療 特別会計補正予算(第一号)

補正内容は、保険料及び督促手数料等の精算によるものです。

歳入歳出十一万六千円を追加し、予算総額一億二千三百八十九万三千円とするものです。

## 平成二十五年御宿町介護保険特別 会計補正予算(第一号)

補正内容は、介護サービス費等諸費の増額や、前年度実績に伴う精算、人件費の調整によるものです。

歳入歳出千五百四十九万七千円を追加し、予算総額八億五千二百二十八万八千円とするものです。

# 平成24年度決算状況

日程第3号

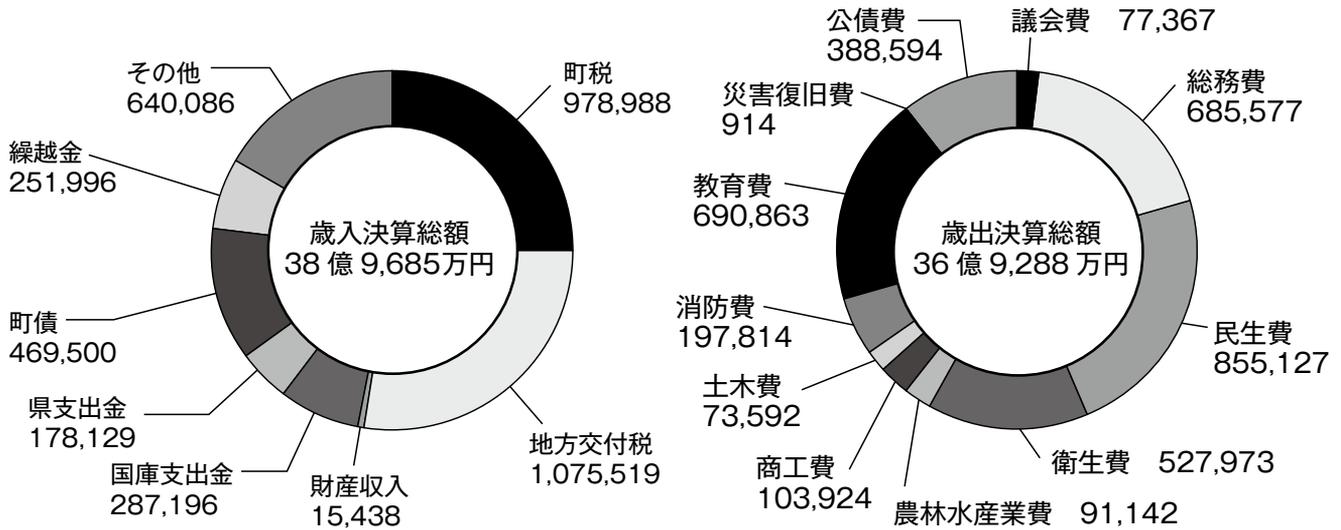
(9月12日)

一般会計・水道事業会計・特別会計の決算を認定しました。

## 一般会計

歳入総額 38億9,685万円 (対前年度増減率 9.6%)

歳出総額 36億9,288万円 (対前年度増減率 11.8%)



## 水道事業会計

年度末給水戸数で3,727戸となり前年度比11戸増加したものの、年間総給水量は4.7%の減少となりました。浄水場ろ過池流量計及び損失水頭計更新工事、第2配水池次亜注入設備更新工事、第1配水池階段改修工事などを行い、安心して安全な水道水の供給に努めました。

### 収益的収支

主な歳入		主な歳出	
営業収益	2億3,376万7千円	営業費用	2億6,934万9千円
営業外収益	3,901万円	営業外費用	557万5千円
		特別損出	0円
総額	2億7,277万7千円	総額	2億7,492万4千円

### 資本的収支

主な歳入		主な歳出	
納付金	324万5千円	建設改良費	3,889万5千円
開発負担金	0円	企業債償還金	774万9千円
総額	324万5千円	総額	4,664万4千円

## 決算審査報告 (一般会計)

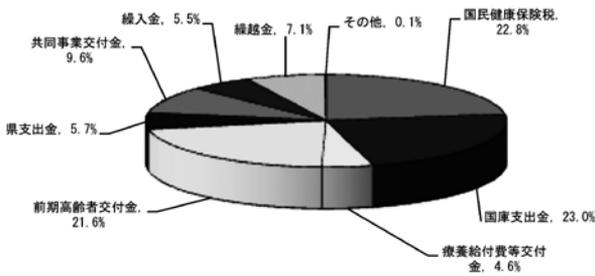
一般会計における歳入歳出増額の主な要因は、御宿中学校屋内運動場建設事業によるものであります。財源別決算状況を見ると、自主財源の伸びは町税収入等で、前年比2.5%の増となりました。これに対し、依存財源は地方交付税の交付が減額されたことなどにより減となりました。町が保有する債権は地方税をはじめ公営住宅家賃や、保育料など多岐にわたるが、これら債権回収は厳しい財政状況が続く自治体において、最重要課題となります。特に本町は自主財源割合が低く、財政的自立が困難である中、累積滞納額が増加傾向にあるため、健全な財政運営を行うためには昨年度に引続いて大きな懸念要因となるものであります。今後も法令に基づいた徴収手法、特に人事配置も含めた徴収体制の強化が望まれます。終わりに、地方分権化が浸透し、市町村が地方自治に担う責務が増していく中で、行政には住民の視点に立った行政手続き及び執行をひとつひとつの業務に対して真摯に取り組み、住民が希望をもって暮らしていける町づくりを遂行されることを切に期待します。

御宿町代表監査委員 網島 勝

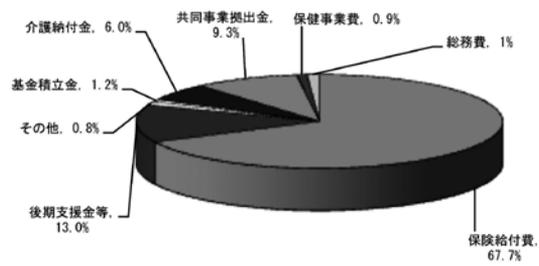
## 国民健康保険特別会計

平成24年度における町の国民健康保険加入者は、年間平均で3,276人（対前年度比0.9%増）、世帯数は1,853世帯（前年度比1.4%増）で、全住民の41.2%、世帯では51.2%という状況です。加入者数はやや増加傾向で推移しています。

**歳入 13億745万円**  
(対前年度増減率 5.9%)



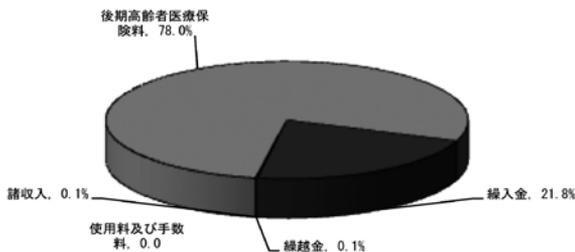
**歳出 12億2,015万円**  
(対前年度増減率 6.9%)



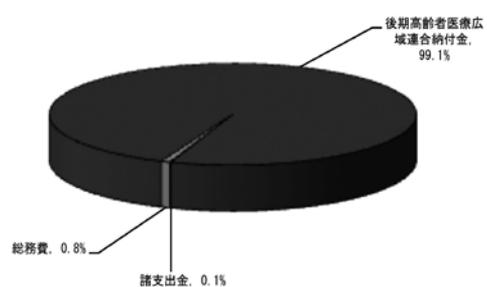
## 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度による被保険者は広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人及び65歳から74歳の重い障害のある人が加入対象者となり、医療費の患者負担は一般で1割ですが現役並みの所得者は3割負担となります。

**歳入 1億1,410万円**  
(対前年度増減率 4.0%)



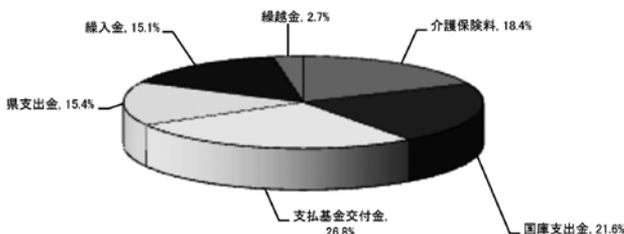
**歳出 1億1,402万円**  
(対前年度増減率 4.0%)



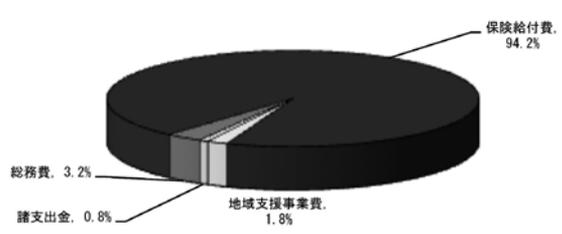
## 介護保険特別会計

本年度は第5期介護保険事業計画の初年度となりますが、介護（予防）サービスの適正給付と地域包括支援センターによる、予防事業やケアマネジメント・総合相談・権利擁護事業等の地域支援事業等を展開しました。

**歳入 8億4,693万円**  
(対前年度増減率 9.5%)



**歳出 8億2,829万円**  
(対前年度増減率 10.2%)



# 姉妹都市締結しました。

平成 25 年 10 月 23 日 メキシコ合衆国テカマチャルコ市と姉妹都市締結をしました。



▲ 協定書に署名する中村議長

テカマチャルコ市の人口は 73,000 人と、御宿町の約 10 倍の人口で、産業は農業を中心とする市です。

御宿町にとって、テカマチャルコ市は 1609 年の史実の主人公ドン・ロドリコ・デ・ビデロ・イ・アベルサの生誕地であり、御宿町は歴史的出来事の発祥地であり、日本・メキシコ交流の発端の地です。

メキシコ友好使節団が到着すると、1,000 人を超える市民の歓迎を受けました。

サンフランシスコ修道院前庭において、400 人の市民、関係者の見守るなか、調印式が行われました。



▲ テカマチャルコ工科大学にて

## 姉妹都市締結協定書

日本国千葉県御宿町とメキシコ合衆国プエブラ州テカマチャルコ市は、住民間の文化・教育・芸術・スポーツ・環境・経済などの相互交流を通じ、両自治体が長年にわたり培ってきた篤い友好の絆に基づき、更なる相互理解と友好関係を強化し、熱意をもって日本国とメキシコ合衆国の友好関係への貢献を願い、幅広い分野における姉妹都市関係を結ぶべく、姉妹都市協定に署名する。



姉妹都市締結協定書



▲ 昨年 6 月、御宿町にホームステイした日墨学院の皆さんと

今後、支倉常長「慶長遣欧使節団」400 周年記念事業の一環である青年交流事業が行われる予定です。

日本メキシコ交流基金を活用した青年交流事業等について、協議されました。

# 御宿町トピックス

三洋物産 インターナショナル サーフレスキューチャレンジ2013が行われました。  
平成25年9月20日、各国のライフセーバーの皆さんと町内小中学生で、交流を深めました。



▲ 給食はいかがですか？

御宿小学校では、御宿・布施小学校合同でゲームや「御宿音頭」を一緒に踊りました。

御宿中学校では、剣道、柔道、書道、琴、折紙、ソーラン節など日本古来の文化を披露し、交流を深めました。

たくさん体を動かした後は、おいしい給食を一緒に食べました。



▲ みんなで一緒に、はい！ポーズ



▲ ライフセーバーのお兄さんと

9月16日～24日 中央海岸でライフセービング国際大会が行われました。

世界7ヶ国から選手が来町し、ライフセービングの熱い戦いが繰り広げられました。

20日は、御宿中・御宿小・布施小の皆さんが日本文化で、選手の皆さんをお・も・て・な・し！

その後、選手の皆さんから、ライフセービングの楽しさを教えていただきました。

午後からは中央海岸にて、ライフセービングの基本を学びました。

ビーチ班はビーチフラッグ、オーシャン班はレスキューチューブを使い、実際に海に入り救助方法を学ぶと大きな歓声があがりました。

大勢の世界のトップアスリートとふれあうことにより、子ども達の国際感覚が磨かれ未来へつながる一日となりました。

# 議会議員活動情報

(平成25年8月～10月)

町議会議員の出席した本会議・委員会・協議会・行事などを紹介します。

## 8月

- 2日 夷隅郡町村議会議長会研修会
- 5日 議会運営委員会(第6回)
- 6日 臨時会(第2回) / 議会だより編集委員会  
議員協議会(第10回)
- 20日 例月出納検査
- 22日 教育民生委員会協議会(第8回)  
総務委員会協議会(第4回)  
産業建設委員会協議会(第4回)
- 28日 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会  
定例会(第2回)  
夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会  
全員協議会
- 29日 議会運営委員会(第7回)  
産業建設委員会協議会(第5回)

## 9月

- 1日 防災訓練
- 4日 中央国際学園現地視察  
御宿台区への防犯灯補助金及び開発業者から  
御宿町へ移管された施設等の管理に関する  
委員会(第3回)
- 5日 町普通町有財産活用検討委員会
- 6日 夷隅郡市広域ごみ処理施設建設  
推進委員会
- 10日 定例会(第3回)  
議会運営委員会(第8回)
- 11日 定例会(第3回)  
産業建設委員会協議会(第6回)
- 12日 定例会(第3回)  
議員協議会(第11回)
- 13日 敬老会
- 14日 布施小学校運動会
- 18日 保育所施設等建設検討委員会
- 19日 例月出納検査
- 20日 地域公共交通活性化検討会議  
議会改革と政策提言委員会(第4回)
- 27日 夷隅郡市広域市町村圏事務組合  
例月出納検査

## 10月

- 1日 中央国際高等学校開校式
- 2日 総務委員会(第1回)  
産業建設委員会(第1回)  
教育民生委員会(第1回)  
議会運営委員会(第9回)  
議員協議会(第12回)  
議会改革と政策提言委員会(第5回)
- 6日 「日西墨友好の絆」記念式典
- 8日 教育民生委員会協議会(第9回)
- 12日 御宿・岩和田保育所運動会
- 15日 夷隅環境衛生組合議会定例会(第2回)
- 16日 例月出納検査  
地域公共交通活性化検討会議
- 17日 国保国吉病院議会定例会(第2回)  
布施学校組合議会定例会(第2回)
- 18日 教育民生委員会協議会(第10回)  
産業建設委員会協議会(第7回)
- 28日 千葉県後期高齢者医療広域連合議会  
議会運営委員会 / 全員協議会
- 31日 保育所施設等建設検討委員会

次の定例会予定  
**3月上旬**  
皆さん 傍聴に来てください

手続きは簡単！  
3階で住所と名前を書きだけです。

## 議会活動日記

# 有事に備え、総合防災訓練に参加しました！

平成25年9月1日(日)

総合防災(津波)訓練が、布施小学校をメイン会場として行われました。

津波避難訓練を実施した浜区・六軒町区自主防災組織や岩和田区民、巨大地震発生に伴う土砂災害・家屋倒壊避難訓練を実施した高山田区・実谷区・上布施区・御宿台区自主防災組織や地域の皆さんの参加がありました。



非常時に備え、総合防災訓練に参加しました。  
～布施小学校にて～

全国各地でゲリラ豪雨、竜巻等が多発しています。  
災害時の持出品や公共機関からの災害情報を確認し、早目の災害対策を心がけるようにしてください。  
備えあれば憂いなしといえます。日頃の心がけが大切です。



AEDの使い方も習いました！

### 自主防災組織とは…

自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織です。

\*町ホームページでは、トップページ、御宿町議会から議会スケジュールや議会情報等がご覧いただけますので、ご利用ください。町ホームページアドレス <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

### 編集後記

#### オリンピック聖火を 御宿町に！

二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会が決まりました。

七年後、オリンピック聖火を先頭に記念塔から月の沙漠の御宿海岸をみんなで走ろうではないか。

聖火を御宿に、聖火で房総半島一周を実現しよう。

七年後、夢が希望にかわり、目標になりました。

七年後、私たちの御宿町に聖火を迎えられるように、頑張りたい。

編集委員長 瀧口 義雄

